

岐阜県公報

号外 (三) 平成二十一年四月一日

目次

規則

岐阜県公共職業訓練委託規則を廃止する規則 (労働雇用課)

岐阜県立職業能力開発校管理規則の一部を改正する規則 (同)

国際たくみアカデミー職業能力開発短期大学校条例施行規則の一部を改正する規則 (同)

公示

障害者就業・生活支援センターの指定 (同)

規則

岐阜県公共職業訓練委託規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十一年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第四十八号

岐阜県公共職業訓練委託規則を廃止する規則

岐阜県公共職業訓練委託規則(昭和四十一年岐阜県規則第十七号)は、廃止する。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 岐阜県訓練手当支給規則(昭和四十一年岐阜県規則第百号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「岐阜県公共職業訓練委託規則(昭和四十一年岐阜県規則第百十七号)の規定に基づき、県が委託して実施する公共職業訓練(以下「委託訓練」という。)を含む。」を削る。

岐阜県立職業能力開発校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第四十九号

岐阜県立職業能力開発校管理規則の一部を改正する規則

岐阜県立職業能力開発校管理規則（昭和四十九年岐阜県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

第八条中「その者の住所を管轄する公共職業安定所長（以下「管轄安定所長」という。）を經由して」を削り、同条ただし書を削る。

第九条第一項中「前条本文」を「前条」に改め、マ、その開発校の所在地を管轄する公共職業安定所長の協力を得て」及び「管轄安定所長と協議して」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、「し、併せて管轄安定所長にその者の氏名を通知するものと」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第二十二条を削る。

第二十三条の見出し中「規定」を削り、同条中「塾長の同意を得て」を削り、同条を第二十二条とする。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

名称	訓練科		訓練の課程	定員	訓練期間
	木工・建築意匠科	木工コース 建築コース			
木工芸術スクール	木工・建築意匠科	木工コース 建築コース	普通課程	二〇人	一年
国際たくみアカデミー職業能力開発校	設備システム科		短期課程	一〇人	一年
	住宅建築科		短期課程	二〇人	一年
	自動車エンジニア科		普通課程	二〇人	二年

別記第十号様式中「#3.7.1.1.1」を「#3.6.1.1.1」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

国際たくみアカデミー職業能力開発短期大学校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

平成二十一年四月一日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

岐阜県規則第五十号

国際たくみアカデミー職業能力開発短期大学校条例施行規則の一部を改正する規則

国際たくみアカデミー職業能力開発短期大学校条例施行規則（平成十五年岐阜県規則第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条を次のように改める。

（寄宿舎）

第十一条 寄宿舎の管理運営に関し必要な事項は、校長が定める。

第十二条中「塾長の同意を得て」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

公 示

障害者就業・生活支援センターの指定

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第三十三条の規定により同法第三十四条に規定する業務を行う者を指定したので、同法第三十五条において準用する同法第二十七条第二項の規定により、次のとおり公示する。

平成二十一年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

指定を受けた者の名称	住 所	事務所の所在地	指定に係る地域
社会福祉法人陶技学園	岐阜県多治見市姫町二丁目二番地	岐阜県多治見市白山町一丁目六番地	多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市

編集 岐阜市三輪ふりんどびあ十三一 岐阜文芸社